

災害時要援護者避難支援登録のご案内

徳之島町では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々について、事前に名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に提供し、災害発生時に迅速に避難の声かけ、誘導などを行える体制づくりを行っていきます。

1. 災害時要援護者の登録申込み

登録を希望する方は、町役場保健福祉課へ「登録申込書」により届け出てください。



2. 申込み対象者

次の事項に該当する方

- (1) 災害発生時に、自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方で、在宅で生活している方
- (2) 地域の支援組織への個人情報の提供に同意する方

3. 登録された方への支援内容

- (1) 平常時
支援組織に該当地域の要援護者登録の名簿を提供いたします。支援組織の方が、自宅を訪問し、身体の状態、災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法等について確認をします。
- (2) 災害時
災害発生時に登録者の安否確認を行い、情報伝達や、避難に時間のかかる方が迅速・安全に避難ができるように支援を行います。

4. 申込みにあたって

災害時の状況によっては、支援者も含めて被災者になりうることから、台帳登録をすることで、災害時の支援を必ず保証するものではないことをご理解ください。

5. 申込み先

徳之島町役場保健福祉課 電話82-1111 (内131)

(各地区民生委員を通しての登録も可能です)